

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024 年 6 月 21 日

尼崎市長 殿

提出者

住所 医療法人社団智聖会安藤病院

氏名 理事長 北浦 奈由

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6482-2922



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人社団智聖会安藤病院
事業場の所在地	尼崎市東難波町5-19-16
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	8311 一般病院
②事業の規模	病床数 153床
③従業員数	184人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	◇鋭利なものを含む感染性廃棄物→専用ペール缶(20L・50L)に廃棄 ◇非鋭利な感染性廃棄物→専用段ボール(40L)に廃棄 ◇感染性廃棄物ではないが紛らわしいもの(医療材料の空袋・空箱・消毒液の空ボトル・バイアルの蓋等)→非感染性廃棄物として透明のビニール袋に入れて廃棄 ※液状の物は含まない ●感染性廃棄物【収集運搬】株式会社摂津清運 【中間処理・最終処分】株式会社大栄環境 ※(株)大栄環境で最終処理出来ない時期は(株)DINS関西へ依頼 ●非感染性廃棄物【収集運搬】株式会社摂津清運 【中間処理・最終処分】株式会社摂津清運

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・管理責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 病院長
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者・・・・・・・・・・・・・ 経理部長
- ・廃棄物責任者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各部門責任者
- ・部署担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各部署責任者

各部署担当一覧

- ・外来(外来看護師長)
- ・OP室(OP室看護師長)
- ・病棟(看護部長)
- ・総務課(事務長)
- ・薬剤科(薬剤科科長)
- ・検査科(検査科科長)
- ・内視鏡室(放射線技師長)
- ・リハビリテーション科(リハビリテーション科主任)
- ・放射線科(放射線科技師長)
- ・歯科(歯科責任者)
- ・栄養課(栄養課責任者)
- ・医事課(医事課責任者)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	98.368 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	排出量	48.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・責任を持って廃棄物を適切に管理、廃棄する。 ・非感染性廃棄物に廃棄できる物を感染性廃棄物に間違っ て入れない様に分別の徹底をしていく。 ・感染性廃棄物の院内ルールを廃棄物責任者と感染対策室の室長で見直しを行い、適切な場面で医療用品を使用し、感染性廃棄物を減らす。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋭利な感染性廃棄物は専用ペール(20L・50L)缶へ、 ・非鋭利な感染性廃棄物は専用の段ボール(40L)へ。 ・非感染性廃棄物は透明・半透明のビニール袋(中身が目視で確認出来る)に入れて廃棄する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染対策室の室長と連携を取り、院内の分別を細かく分類し、廃棄物の種類に間違いが無いように徹底する。 ・廃棄物の分別に誤りがないよう定期的に分別ルールの講習会を行い、職員の再認識の徹底をしていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	98.368 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	98.368 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者へ委託を行っております。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	48 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	48 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 不適切処理や不法投棄をされるリスクを負わないように、今後も継続して優良認定処理業者へ感染性廃棄物の処理委託を依頼し、信頼と環境に配慮した病院経営を行います。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	98.368	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト導入済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。